

2020年2月26日

山梨県地方税制等検討会  
会長 渋谷 雅弘 殿

一般社団法人 日本ミネラルウォーター協会  
一般社団法人 全国清涼飲料連合会

## 申入書

現在、山梨県地方税制等検討会にて検討されている地下水税導入に関し、ミネラルウォーター製造にかかわる事業者を代表し、申し入れさせていただきます。

第2回山梨県地方税制等検討会を傍聴し、山梨県では地下水に関する新税の検討がされていると認識しております。しかしながら2019年12月11日の山梨県議会インターネット中継録画配信では、「地下水そのものが商品であるのはミネラルウォーター以外にはなく、このことが大変重要」との発言が見受けられました。このことから、ミネラルウォーター製品製造のための地下水の採取に対する法定外税の導入を懸念し、以下のとおり、意見を申し上げます。

### 記

#### 1. 私水への課税は根拠に欠ける

河川法2条2項は「河川の流水は、私権の目的となることができない」と規定しており、河川の流水は公水であり、私人に所有権が属しないとされるため、都道府県知事は流水占用料を徴収していると理解されます。

一方、民法207条では「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」とされ、河川とは違い、地下水は土地の所有者の私的所有権が認められています。よって都道府県等の地方自治体が、国や地方団体の所有に属さない私人に所有権の属する地下水を採取することに対し、地下水利用の受益者であるとの理由で税を課することは困難であると考えます。

#### 2. 地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない

山梨県流水占用料等に関する条例は、流水占用料として、水量毎秒1リットルにつき1年で3,850円を納付することを原則としているが、同条例3条で、飲用水を得るための流水の占用等を行う場合には流水占用料を減額し、又は免除することができることと定めています。当該条例では、人が適時適切に水を摂取する必要性から、水を飲用に供する行為の国民生活における重要性を、山梨県が認めているものと理解しております。

山梨県民が地下水を飲用に供する行為と、国民が適時適切に水を摂取するため、採取された地下水を容器に充填されたものを飲用に供する行為とでは、国民生活における重要性に違いはありません。

よって、山梨県の飲用の水の過半である湧水を含む地下水の利用行為に対して、当然課税すべきではなく、ミネラルウォーター製品製造のための地下水の採取に対する法定外税を導入することは、山梨県流水占用料等に関する条例と矛盾した行政対応を行うことになり、到底認められることではないと考えます。

### **3. 地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く**

工業用利用目的や農業用利用目的の地下水採取に対して実質的に課税をしないとされる一方で、ミネラルウォーター製品製造という飲用目的の地下水採取に対してのみ課税することは、飲用目的という重要な地下水の採取行為に対して不合理な負担をかけるものであり、工業利用目的や農業用利用目的による地下水採取という行為に対して差別することでもあるため、課税上の公平性を欠きます。

また、上記に加え、飲用目的の地下水採取行為は、全工業用地下水の1.9%（山梨県ホームページ「平成29年度における地下水採取量」および(一社)日本ミネラルウォーター協会統計資料より）に過ぎず、極めて採水量の少ない特定の用途のみを対象とすることも、課税上の公平性を欠きます。

### **4. 地方税の応益課税の原則に反する**

地方税は各人が受ける公的な利益の大きさに応じて課税されるという応益課税の原則の下にあるとされています。それにもかかわらず、ミネラルウォーター製品製造という飲用目的の地下水の採取に対し、狙い撃ちにするような課税方法は、地方税の、応益課税の原則に基づく水平的公平の確保に反するものです。

### **5. 地下水を使った製品の製造者に対する課税は地方税法 261 条 2 号に該当する**

地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うということは、経済原則上、税負担が物品のコストに含まれて最終的に消費者に転嫁することとなります。このことにより、地下水を使った製品の消費を抑制させ、地下水を使った製品の流通に障害を与えることとなります。

容器に充填された飲用水は、今日、これがない国民生活を想定することが困難なほどに、日常生活を支える生活必需品となっています。容器に充填された飲用水のための地下水の取水行為に課税することは、生活必需品である飲用水の全国の購入者の消費を抑制させ、もって飲用水の全国の流通に障害を与えることとなり、「物の流通に重大障害を与える」ことにほかなりません。

このことにより、地下水を使った製品の製造者に対して課税を行うことは「地方団体間における流通に重大な障害を与える」こととなり、地方税法 261 条 2 号に該当すると考えられます。

### **6. 最後に**

本検討会において、この申入書が速やかに有識者に共有され、法的側面から然るべき審議がされることを切に望みます。

以上